

## FUKUSHIMA 会員・会費規程

### 第1条 (目的)

本規程は福島中華總商會（以下「本会」という）定款『第3章 会員』（第5条から第12条まで）で定義した本会の会員（社員）おのとの位置付けや、入会金、会費及び贊助金（以下総じて「会費」という）及びその納付方法、金額（附則）などを定めることを目的とする。

### 第2条 (会員)

定款第5条で定義し、本会の正会員、贊助会員及び海外会員は、各1個の議決権を有する。

2 本会の正会員には、企業正会員、個人正会員、団体正会員があり、贊助会員には、企業贊助会員、個人贊助会員、団体贊助会員がある。

#### (1) 正会員

イ 企業正会員：日本国の法律にもとづいて設立され、華僑・華人が創立、経営、運営し、あるいは代表を務める法人企業。

1 法人につき、会員代表を含む、3名まで企業正会員として入会できる、入会費は免除、会費及び議決権は同様とする。

ロ 個人正会員：日本において個人的な資格等にて経済またはそれに準じる活動に従事している、または特別に認められた技能や貢献を有する華僑・華人である個人。

次世代経営塾の現役、OB、OGは特例で個人正会員として加入できる。

ハ 団体正会員：本会の事業に対し賛同・支援する意思を有する、各種在日華僑華人経済団体。

#### (2) 贊助会員

イ 企業贊助会員：本会の事業に対し支援する意思を有する、日本国の法律にもとづいて設立されている法人企業。代表者の国籍・民族は問わない。

1 法人につき、会員代表を含む、3名まで企業贊助会員として入会できる、入会費は免除、会費及び議決権は同様とする。

ロ 個人贊助会員：本会の事業に対し支援する意思を有する、日本において個人の資格等にて経済またはそれに準じる活動に従事している、または特別に認められたな技能や貢献を有する個人。その国籍・民族は問わない。

次世代経営塾の現役、OB、OGは特例で個人贊助会員として加入できる。

ハ 団体贊助会員：本会の事業に対し支援する意思を有する、日本における法人格を有する日本または他国の経済関連団体。

3 法人企業や団体の代表または任命された社員が会員代表として登録できる。

### 第3条 (団体会員)

本会の団体正会員は本会の事業に対し賛同・支援する意思を有する、各種在日華僑華人経済団体である。

- 2 本会の団体賛助会員は本会の事業に対し支援する意思を有する、日本における法人格を有する日本または他国の経済関連団体である。
- 3 団体正会員及び団体賛助会員（以下「団体会員」という）は本会の総会においてその代表を通じて意思を表明し、1個の議決権の行使ができる。
- 4 団体会員の所属会員は本会の各種活動に参加できる。但し、議決権を有せず、一部活動においては特別差額料金を徴収することがある。
- 5 団体会員は本会との合意の下でその代表者を含む、2名以内の役員を本会に派遣し役員に就任することができる。人数及び役職は必要に応じて別途相談のうえ決定する。なお、その団体を代表して本会の役員に就任する者はその団体と別に1個の議決権を有し、またその役職に応じた会費を支払う義務がある。

#### 第4条 （海外会員）

本会の事業に対し賛同・支援する意思を有する、理事会が議決し特別に招聘する海外（特に中国）の法人企業または経済関連団体である。本会の総会においてその代表を通じて意思を表明し、1個の議決権の行使ができる。

- 2 特聘海外会員の従業員または会員は本会の各種活動に参加できる。但し、議決権を有せず、一部活動においては特別差額料金を徴収することがある。
- 3 特聘会員は本会との合意の下でその代表者をはじめ、1名以上の役員を本会に派遣し役員に就任し、その議決権を行使することができる。なお、その役員会費は新たに生じない。

#### 第5条 （協力団体）

本会と同種の目的をもち相互協力をを行う経済関連団体。但し会員資格は有しない。

#### 第6条 （会費）

定款第7条で定めた本会の社員は、定款第9条で定めた通り、理事会で議決した特別免除の場合を除き、会費を納める義務がある。

- 2 会費の金額は、附則の会費基準で定める。
- 3 団体正会員、団体賛助会員から本会の役員に就任する場合、その負担の軽減を図るために、本会に納付するその役員会費は附則の会費基準に従い、団体会員の役員会費基準を適応する。

#### 第7条 （会費の算定期間）

入会金を除く会費の算定期間は、事業年度と一致する一年間とする。

- 2 入会金を除く会費は入会日（承認日）の翌月から発生する。
- 3 入会金は入会時に一度のみ発生する。

#### 第8条 (会費の納付)

会費は請求書で指定の納付期日内に一括支払わなければならない。分納、物納は認めない。

- 2 会費は請求書指定の金融機関の口座に振り込む。

#### 第9条 (中途入会者の会費)

事業年度の後半の中途中に入会した会員の入会金を除く会費は、附則の会費の基準額に入会日の属する月の翌月から事業年度末までの月数の年間に占める割合を乗じて計算した金額とする。

- 2 月割りで1,000円未満の場合繰上げて計算した金額とする。

#### 第10条 (会費の延納、免除)

会員は自然災害等により、事業が①一時的に困難な状況、または②回復に相当な期間を要する事態に陥っている場合、書面で当該年度の会費の延納、または免除を申請することができる。但し、申請対象は当該年度の会費のみであり、往年または将来の会費の延納、免除を申請できない。

- 2 理事会はその申請を審議し、承認、または免除から延納へ若しくはその逆の変更、或いは却下の議決を行う。
- 3 前項の議決は当該会員の当該年度会費に関する最終決定であり、原則同一議案を二審しない。
- 4 会費の延納及び免除は連続2年までとする。それ以上の延納、免除は認めない。
- 5 延納の会費は、当該年度の翌年に納付しなければならない。

#### 第11条 (滞納と未納)

会費は納付期日内に納めない場合、本会からその催促を行う。

- 2 会費は事業年度が終了してもなお支払われない場合、その未納会費は本会に対する債務とする。

#### 第12条 本会理事会は再三の催促にも関わらず、会費を納めない会員に対し、本会定款に基づいて処分する権利を有する。

第13条（その他）

本規程に規定するものの外、会費の徴収に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附則

### I. 会費基準

本基準は、総会の決議に則って本会本部所属会員の会費を規定するものである。正

#### 会員入会費・会費

- (1) 法人正会員 3.6万円
- (2) 個人正会員 2万4千円
- (3) 団体正会員 3.6万円

#### 2. 賛助会員入会費・会費・賛助金

- (1) 法人賛助会員 1口3万円で1口以上
- (2) 団体賛助会員 1口3万円で1口以上
- (3) 個人賛助会員 1口2万円で1口以上

#### 3. 海外会員会費・入会金

- (1) 企業会員： 3万円 3万円相当人民元（為替変動）

#### 4. 協力団体会員会費はなし（相互免除）

#### 5. 役員会費（会員会費が本基準1.に基づき、別途発生する）

- (1) 会長 20万円
- (2) 執行会長 10万円
- (3) 副会長 10万円
- (4) 理事 3万円

#### 6. 名誉職会費

- (1) 最高顧問 10万円
- (2) 名誉会長 10万円

### II. 制定と施行

本会費基準は本会の設立日（2024年6月23日）から施行する。

### III. 改廃履歴

この規程の改廃は、理事会の決議による。